

# お使いの無線機は大丈夫ですか？

## ＜総務省東海総合通信局からのお知らせ＞



原則として、**電波を発射するには無線局の免許又は登録が必要です。**(無線局免許がない無線機の電源がオフ、またはマイクやアンテナが外されている状態でも、すぐに電波の発射が可能な状態に復元できる場合は、電波法違反になります。)

## 不法無線局(免許されません)

### 不法市民ラジオ(不法CB無線)



不法CB無線機

送受信機とアンテナが分離。ブースターを接続して1 kWを超える電力を送出する不法無線局がある。

#### 【不法無線局による主な妨害事例】

- スピーカーやドアフォン等家電製品の音声に混信。
- 電子機器(OA機器等)が誤作動
- 漁業用無線が使用できなくなる。

### 不法パーソナル無線



平成27年12月1日以降は新たな免許を取得できず、有効な免許局は令和3年5月1日現在で全国100局未満、パーソナル無線機 同年12月下旬には全て失効します。

- 【不法無線局及び改造機による主な妨害事例】
- 携帯電話が使用できない。

### 外国規格のトランシーバー(FRS、GMRS等)



インターネット通販サイト等で販売されているが、国内規格の無線機(簡易無線局用無線機、特定小電力トランシーバー等)に比べて、安価(数千円程度)であり、「通話距離が長い、チャンネル数が多くて便利」と宣伝されている。防災行政用無線や放送事業用無線等の重要無線通信に妨害を与える。

- 技適マーク  の表示なし。
- 海外の見慣れないメーカー製が多い。

## 会社のダンプ、トラックにアマチュア無線機を設置している方へ

【アマチュア無線はルールを守って正しく使いましょう】

- **仕事に使っては、いけません。**  
公共事業や復興事業であっても、営利活動のためにアマチュア無線を使用することはできません。(業務用通信を行う場合は、簡易無線等を使用しましょう。)
- **コールサインは、必ず言いましょう。**  
不法局と誤解されないために、10分に1回はコールサインを送信しましょう。
- 免許された内容で、運用しましょう。
- 周波数の使用区別を守りましょう。  
<https://www.soumu.go.jp/soutsu/tokai/denpa/siyoukubetu/index.html> (総務省ホームページへ)
- 総務省では、不法電波を監視しています。

お問い合わせ先：総務省東海総合通信局 電波監理部監視課

TEL:052-971-9472

<http://www.soumu.go.jp/soutsu/tokai/>